

第1回人権条例に関する懇話会議事録

開催日時 平成17年12月28日(水)午前9時30分から正午まで

開催場所 鳥取県立県民文化会館第3会議室

出席者名 別添出席者名簿のとおり

議 題 「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」に関する意見交換

会議内容

課長

ただ今から懇話会を開催します。

副知事

みなさんおはようございます。年末のこの雪の降る中、お越しいただきありがとうございます。鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例というのが正式名称ですが、長いので人権条例と略させていただきます。開催の趣旨は出席依頼をしたときにお話していると思いますが、主眼は、この人権条例について率直なご意見をいただきたいということでもあります。条例は、この9月に議員提案という形で提案され可決されたわけでございます。執行部としては、本来施行の準備という段階にありますが、ただ条例についてさまざまな意見をいただいておりますし、とりわけ反対、危惧の意見をいただいております。特にこのまま条例を施行することを危惧する意見、とりわけ弁護士会のみなさんから強い意見もいただいているところであります。一方、弁護士のみなさんの協力を得ることに努めるということが条例上求められておまして、運用をしていく上で当然必要なことであり協力をお願いしたいということを申し上げたこともあります。

この条例については12月議会でも議論されまして、質問に答えまして知事も答弁しておりますが、私自身の思いとしましても、このままでは条例の円滑な運用は難しい、とりわけ弁護士会の協力が得られない、といった意識を持っております。といったことで、知事答弁の中でも今日のような意見交換の場を設定したいということがありまして、年末の忙しい中急遽お集まりいただきました。今日は弁護士会のみなさんのほかに、大学関係者のみなさん、それから現場で人権擁護に携わっているみなさんに集まっていただきました。皆様方にはぜひ率直な意見をいただきたいと考えております。

思いはいろいろあると思いますが、今後どうしたらいいのか、ヒントをいただきたいそんな思いもしております。なお通常の審議会のように議案があってそれを取りまとめようというものではございませんので、多少質疑などあるかもしれませんが、今日は意見交換ということで、皆様から意見を出していただきたいということでもありますので、非常に僭越ではありますが私が進行役を勤めさせていただくことをご了解して頂きたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

課長

(出席者紹介)

副知事

それでは会議を進めます。本日は公開の会議です。傍聴があるということをあらかじめお知りおき願います。

意見交換が主でありまして、あんまり主要説明はしないほうが良いとは思いますが、導入部として、寄せられた意見など、事務局より若干説明します。

課長

別紙「条例に関する主な意見」に基づき説明

副知事

そうしますと、意見交換ということではありますが、何もシナリオがありません。今日は10名を超える委員さんがおられますので、発言は3～5分でお願いした方が皆様の意見もいただけるのかと思っております。今の説明に対する質疑もありましたら含めていただければと思います。少し、肩の力を抜きながらお願いします。

委員ではありませんが、執行部から、総務部長とか人権局長とかきておりますので、必要に応じて発言させますことをご理解願います。

そうしますと、どなたか・・・

安田委員

出された意見はどのような取扱いをするのでしょうか。全体としてこの会の構造といいますか。今後の県の検討との関係を明らかにしてもらいたいです。

副知事

この会議は意見を出して頂くものですが、条例のことでもありますので、今後条例を改正するかという話になってくると、議会で決めるべきことでもあります。われわれ執行部としては、今日でた意見を、今日だけではないかもしれませんが、ひとつは議会に伝えるということ、2つ目に、出た意見を斟酌して執行部として検討していくこともありえますが、そこは、今日、それから御意見をいただいた中で、どう検討していくかということがあります。

安田委員

執行部として検討するということは、執行部として議会に改正案を出すということを含めてのご発言ですか。抽象的にはあるという意味の発言ですか。

副知事

なんか答えにくいのですが、このまま施行するというのもあるんですけど、選択肢の中に場合によっては、その、修正という話もできます。修正というのは基本的に議会の役割と思うんですけど、そこに行く段階で執行部としても、まあ、修正の提案も手続き的にはできるんです。そこも含めて、幅広いスタンスで御意見をお聞きしたいと。

松本委員

23日の鳥取県弁護士会臨時総会で本日の懇話会の出席をすることの承諾を得ております。執行部4名と人権擁護委員長の5名を総会から推薦してもらおうこととしまして、出席しておりますが、今日申し上げることは、弁護士会の意見もあります、弁護士個人の意見も入る、決して弁護士会統一の見解でない面もあることをあらかじめ了承していただきたいと思っております。県弁護士会がいわばこの問題についての火付け役になったような感もいなめませんので、まず私からご発言を御許しいただきたいと思っております。まずこのような懇話会をお開きいただいたことにつきまして、知事に深甚なる敬意を表したいと思っております。ただ一昨日の知事からこの懇話会開催の通知をいただいたその日の定例記者会見におきまして、弁護士会を比叡山の僧兵になぞらえる発言があったということでございました。まあ比叡山といいますと天台宗の総本山でありますのでその辺はいい評価とも思うんですが、僧兵となりますと仏法を守るために武力を蓄え修練するという意味もあると、また悪僧としての代名詞にもなっておるというようなことから、これは重大なる誹謗であると、人権条例が施行されたら第一号で申し立てせなくてはいかんのではないかと思っておりますが、その程度の政治的発言は許されると思っておりますので、後でふれますがその程度は問題視しないということで出席させていただいたということでもあります。

当会、鳥取県弁護士会を当会と申し上げますが、当会の本件に対する対応を先ず説明しておく必要があると思っております。日付等は正確ではないかもしれませんが、まず、昨年執行部におきましてこの問題について声明をださしていただいているということでございまして、昨日この条例を読み返してみました、この条例に関する基本的態度は今も昨年も変わらない、とこのように思っております。知事のおつ

しゃるパブリックコメントというんですか、私、老兵ですのであまりそのような英語は知らないんですが、弁護士会が意見をいわずに後になってからいうのはおかしいではないかという趣旨の発言がありますので、それについて言い訳がましいですけど一言述べさせていただきたいと思います。あの、基本的には国民は条例に限らず法律でもそうですが、制度に関して案の段階であろうが、成立前で上程した時期であろうが、成立後であろうが、いかなる機会をとらえてでも発言できる。これは憲法21条の表現の自由から当然のことです。いかなる段階をとらえてもいいと思います。特に私どもは個人的な弁解になりますが、インターネットというものを扱ったことがございませぬが、一応買っては見ましたが私は飾り物にしているという、そういうものに接したことがない。日本海新聞にも掲載されたということですが不幸にしても見ていなかったということ、それと根本的には、行政が、地方公共団体が、司法的な役割を担うような、そんな条例をお作りになるはずがないという、いわば信頼感がありますので、条例案が提出されるまでは本気で読んでいないのではないかと思います。コメントすべき時期よりも遅くなったという知事のグチは分かりますが、それを大上段に振りかざすのはいかなるものであろうかと、私自身は考えているわけでございませぬ。

また、憲法16条は国民の請願権というものを定めております。これは基本的な人権であります。国民は法律の改廃等について請願する権利はあるわけでございませぬ。形式的には、国会法とか自治法に則った手続きをとるということになっておりますが、あれはあくまで形式であって、意見書を議員の紹介を経由せずに直接議会に送ったり、知事に送ったりするのも広い意味では憲法の定める請願であろうと、私は思っております。この請願権を軽視される知事の発言はいかなるものかというように思うわけであります。

もう一点弁護士会の立場がございませぬ。弁護士法1条は、1項でございませぬが、弁護士の使命といたしまして基本的人権の擁護と社会正義の実現と掲げているわけでございませぬ。2項では弁護士は法律制度の改善に努力しなければならないというように明示しているわけでございませぬ。弁護士会が、日弁連を含め、地方単位会が、法律制度の改善に向けて努力している法的根拠はまさに弁護士法1条にあるということがありますが、この規定がなくても、またわれわれの職責から見て当然のことであろうというように思っております。これは有識者の皆様お分りのことでしょうかけれども一言申し上げておきたいと思っております。

そのような職責を有します弁護士といたしまして、やはり専門職といたしまして、一定の見解を、制度について見解を述べると、能力を持っているというように自負心はあるわけでございませぬ。見る人によっては特権と映る人もあるかもしれませんが。特権的意識がまったくないのかといわれればこれは疑問の余地はありますが、自負心と特権意識は表裏一体にあると、いうわけでございませぬ。知事が弁護士会は特権階級として思い上がっているのではないかという発言をなさること自体、為政者としていささか失望を禁じえない、というものがございませぬ。やはり為政者に求められるのは、度量の広さであろうと、わたしもその報だけに接していささか逆上した面もございませぬが、少なくとも、弁護士会は広い度量を持って本問題には接していきたいと思っております。

少し長くなりますが、弁護士会の本日までの対応をごくかいつまんでご説明したいと思います。本件条例が提案されたというニュースは私自身は提案後に知りまして、大田原委員から知らされてさっそく協議いたしました。あの去年の弁護士会の意見表明以来、この法案は継続審議とはいえ死に体であろうというような安心感があったということは否めないのございませぬが、急遽こういう条例案が提案の運びとなったということで、弁護士会としては急遽、人権大会の準備で忙しいところでありましたが、弁護士会として急遽反対声明すべく努力したわけでございませぬ。安田委員、大田原委員の懸命の努力で会長声明案をまとめてもらいまして、常議委員会にかけて、承認いただいて、会長声明の運びにいたったということでございませぬ。その会長声明が確か金曜日か土曜日だったと思っておりますが、これを県議会議員の皆様38名でしたかすぐにご送付申し上げるとともに、知事にもさしあげたところでございませぬ。まあ、すぐに撤回されるというところまではいかないと思っておりましたが、少なくとも慎重な審議、一気呵成に成立の運びとなることはないのではないかと、とかすかな期待もあったわけでございませぬ。またそれにつきましてすぐメディアにも公表いたしました問題提起をさせていただいたと、いうことでございませぬ。その後、県からこの条例の執行に関して規則制定委員会へのお誘いがありましたが、これも常議委員会におかけしてまあ正式には臨時総会まで待つということにしたのでありますが、全員一致で参加すべきでないということから参加を見合わせるということ、知事にも面談の機会を設けていただいてお伝えしたということでございませぬ。

知事のお気持は施行規則だけでなく条例全般についても意見を承っているというので、委員を推薦してもらいたいということでありましたので、それなら規則の検討委員会ということではなく条例全般に関する意見を申し上げる機会を設けていただくのであれば弁護士会としては願ったりかなったりということでお受けするつもりだということをお願いしたわけで、それについては知事のほうで気持ちよくお受けいただいて紆余曲折はありましたが、正式に12月26日の提案になったというわけでございます。

当会の基本的態度は結局12月23日、弁護士会の臨時総会を開催いたしました。臨時総会を開催するのは久しぶりでございましたが、会員31名中20名の出席がございました。結局、全員一致、満場一致で本条例の施行にはご協力できないことを決議し、当面の課題である執行規則検討委員会への委員派遣も行わないということを決議したわけでございます。その中で内々に話のあった本懇話会についての出席については承認をもらったという次第であります。だいたいおおまかな経過はこのとおりでございますけれども、知事のご対応について、腹に据えかねる点もありましたので、知事の定例記者会見の速記録を頂戴して精査したり、これまでの議会答弁を精査したりしたところでございます。知事の基本的なご態度というのは運用面においてできる限り弊害を少なくするということの表明と、弁護士会等の異論反論は真摯なもので理屈に通ったものもあるので、改善をする方向で検討したいというお2つであろうということでもございました。今は真摯な気持ちで見直しをなさっている段階と推測しているわけでございます。こういう一言一句目くじらたてるのは正しくないかと冷静に判断すると、全体として知事のコンテキストの中で、知事のご態度は総体的としては弁護士会としては評価すべきであろうと、知事は知事として政治家としての立場、いろいろあるんでしょうが、最大限真摯に本条例の見直しについて取り組んでいらっしゃるのではないかとそういうふうにも評価いたしまして、本懇話会に出席させていただいたところでございます。

それから、私自身の思いでございますが、この条例に対する基本的な気持ちを申し上げたいと思います。わたしは、どういう思想の持ち主であっても自由に意見を言える社会が一番正しいと思うわけであります。固定的に社会の進歩が止まればいいと思っていられる人はいないわけでございます。現状には不満は誰にでもあるわけでございます。不満を打破して社会を進歩させようと、そういう風になるには言論の自由が絶対必要なわけでありまして、憲法学を講じるわけではございませんが、思想・表現の自由を最大限に守る、人の名誉や気分を害することがあっても、表現の自由は最大限に保護されなければならない、という気持ちがあるわけでございます。この条例はこの表現の自由を大きく萎縮させる結果になるのではないかと危惧しているわけでございます。特に調査拒否につきましては、過料の制裁、あるいは、場合によっては、勧告に従わない場合には公表するというような手段を用いられるということとは司法的権力の行使にほかならないと思われるわけで、行政権力としては行きすぎではないかと思うわけであります。タベQ&Aをみたところでありますが、行政手続でありまして、罰則を科すことはあるというような例示もありました。しかし、罰則を科す場合は一斉の行政取締りを実効あらしめるために罰金とか過料を科すわけでありまして、わたしは、細かい条文は全部洗っておりませんが、おそらくそういう趣旨から過料等が科されているのではないかと推測しております。翻って本条例について考えて見ますと、この条例は全体の人権という問題でありまして、鳥取県自体の存在理由は人権の取締り機関というわけではないのでありまして、大きく網をかけて罰則の適用を伴うというのは一大事であろうと考えております。

人権には本当の人権問題と人権に関する問題とあると思うんですが、すべて表現に関することを人権として問題視すると、表現の自由は萎縮し社会の進歩は萎縮する、ということを中心から憂えるものでありまして、どんな意見を言っても弁護士会が不利益を被ることはありません。一般の国民、県民のいいにくいことはわれわれは代弁する責務があると思っておりますので、恐縮ではありますが苦言を呈させていただいた次第であります。ありがとうございました。

副知事

それぞれ意見を言ってもらった方がよさそうであります。知事の発言についてのことがいろいろありましたけれども、知事本人ではありませんのでここで説明はできませんけれども、たぶん異例なことといった話もありましたが、たぶん条例成立後にこのような意見交換、指摘されていることも含めて意見交換することはある意味異例なことでありまして、みなさん方の御意見を真摯に受け止めている証でありますので、そのことだけのご理解をいただいで進めさせていただきたいと思っております。

松本委員

そのことには感謝しております。

大田原委員

昨年の会長声明を出した時点での基本的な考え方というのは、こういう形で修正を考えてもらえればまだ施行する側に向けてのいろいろな検討はできるのかなというぐらいの気持ちで作っています。今年の会長声明は、原則論に立ち戻ってこれではダメだという形になっていて、なぜだめなのかという方を書いています。二つ配っていると思いますけれども、12月の時点で考えた話をさせてもらいます。今日しゃべるに際して、5年前に日弁連の人権擁護法案に関する、もともと日弁連が提案したんです、法案を作ろうというのは、そのため基礎的な調査をしてまとめた報告書を読み返してみました。やはりそれを見ても、海外調査の結果で、私人間のそういう人権問題について網羅的に人権救済機関が対応するというようなものは5年前の調査ではありませんでした。とくにその、過料の制裁をかけて網羅的にやるということですね、調査拒否に対しての制裁をもって、和解に対してもいわば強制和解のような形でやることはなくて、大体に見てオーストラリアなどは私人間に過料で制裁を及ぼすのもあるんですが、差別禁止法関係ですね、実体法としての差別禁止の条項をひとつ考えて、それを裏付ける救済機関としての差別の救済と、いわばそういうセット的な発想があって、その3種類の差別、人種差別、男女差別、障害者差別、こういった三つのものについてのみ強力な権限をもって対応すると、いうようなことがある程度だったように思います。あとはオンブズマンなんですよ。私人間の問題ではなくて、公権力の問題についてこれは強力な権限で入っていくと。このような形がそもそも諸外国の法制の形のはずです。

今回のこの条例は、そういった部分は飛び越えてしまって、私人間に対するどんな人権問題でも、国際人権規約の部分とか入ってないんじゃないかとかいろいろあるんですけども、それでもかなり広い範囲の問題について強制的に入っていくというものなんですね。なぜ強制的かというのと、過料の制裁、協力義務に関してどんな類型でもということはないんです。それから委員会が必要性あればいいということで、通常はその必要性についても人権侵害の恐れが大きいとか、ある程度の蓋然性が有る場合じゃないと、そんな協力義務は課してはいけないんじゃないかとか、発動要件も考えられるべきなんです。だから、どういう類型に発動するのか、発動の要件はどういうものなのかも一切検討なしで必要性の一言だけで作られているわけですね。それで私人間に及ぼしていくというのは非常に異例な条例なんですよ。ましてやそこまでやるのは非常に大変なことになるんじゃないですかと、いうことを12月の段階で強く警告したわけです。私人間に対する過度の介入になりますと。ということは逆に言うと国の法令レベルでも、独立性をもっと強く保障されている国のレベルでも諸外国で何でやってこなかったのかということも考えてもらいたいと思うわけです。

副知事

ちょっと指名というわけにはいかないんで、手を挙げて頂けるとありがたいんですが。

安田委員

鳥取県弁護士会の見解は3本の会長声明と総会決議をお読みになっていただけるとお分かりなると思っています。私自身の感想として、運用面で工夫すれば乗り切れる、従って弁護士会に入って欲しいというプロポーズが知事あるいは県からあったわけですけど、これには私はまったく別の意見を持っています。反対です。

昨日ヘーゲルの『法哲学講義案』を読んだわけです。つまり運用面で国家制度をうまくやれるのはまったくおかしいとヘーゲルはいつている。つまり人が運用するわけですから、人はいろいろ変わるわけです。知事だって変わるわけです。明日病気になってお亡くなりになるかもしれない。従って偶然に左右される制度を国家の基本におくことは断じてならないとヘーゲルはいつている。これは国家ではないわけですけど、地方自治においても小国家なわけです。地方分権という小国家、権力ですよ。ですから運用面では補えないと私は思います。従って、弁護士は入っても運用面によっては補えない。弁護士はすべて人権感覚をもっているかどうかどうとも保証の限りではない。どんな弁護士が入るかによって変わってくるわけです。そういう偶然によって左右される制度であるんです。従って私は、この制度はかなり抜本的に改正されないかぎり、弁護士会としては応ずるべきではないというふうに考えています。

それと、発想が、私人間に割ってはいること自体が、これは本来の権力のあり方からして問題ではな

いかというふうに思います。憲法がどういう性格があるかどうかということは、最近憲法改正のところで議論がでていますね。で、国家権力を縛るのが憲法の役割だと。そうであるなら地方権力を縛ることが一番重要なことです。人権侵害ということでは、地方権力である県知事とか、県の担当者とか、教育に携わる人とか、警察、県警のこういうところとか、それをしばるシステムでは全然ない。私人間に割ってはいらぬ。馬で言うならば、県民が馬で県が馬に上に乗って指揮をするという構図なんです。これは人権思想と相反するんですね。だからこれは非人権的な、人権思想と相反する条例なんです、私から言わせると。だから、この条例の根本思想がおかしい。そんなところなんです。最初の発言としては。

寺垣委員

私もこの条例ができた直後にある市長と話ししたところ、政治家の方のほうは何かなんとかうまくやっていると楽観的な意見だったんですね。で、それだと法の支配ではなく人の支配になると。要するにいろんな形でいろんなことが起きる。いろんな心配がある。心配があるってことは萎縮効果を生むわけですね。そのなかで対象となっているものが、言動というものが出発点にある。なぜそういう楽観的な見方をされるのかというのは非常に驚きました。特に例に挙げていったのは戦前の治安維持法なんですけど、そんなことになるわけじゃないかと思っておられるんですけど、それがまさに人の支配ですからどうなるかわからない。その、全体の流れを見ますとある意味行政が肥大化している。出て行っている。もちろん独立行政法人のような形で行政から独立していっているというのものもあるんですけど、この人権侵害の問題というのは、純粋に私人間の問題というのは司法だろうと思うんですね。ただ、今の流れのなかで、司法改革なんてのがありますが、その中で裁判外の解決機関というかたちで、ADRというのを作って、司法の側から拡大していこうという流れあるんですけど、それとちょうどぶつかる形になってまして、どちらかという司法の拡大のほうを援助をしてもらおうほうが私はありがたい。例えば、ADRという形で立ち上げてもらう。勿論強制力を伴うようなかたちでなくて、同意を伴うやり方になると思うんですけど、そんなかたちで広げていって人権問題を解決してもらおうという姿勢のほうが、私たちとしては受け入れやすいと思います。

國歳委員

大田原委員がいわれたように各国のものもボクも見ましたが、だいたい差別禁止法がそれぞれありまして、特定の差別の禁止をきちんとやったうえでそこからということをやっていた、確かにそのとおりなんです。おっしゃることはその通りだろうと思います。ただ、この議論をやっているときに、法的なものをきちんと揃えていってシステム化していったときに人権の救済ができるかどうか、やっぱり漏れるものが出てくることもあることもたぶん御存じだと思うんですね。すべてに対処できるということもそうだろうと。全てに対処できるなんてことはできないわけですし、法的なもので対処できるものは司法できちんと処理できますよ、それ以外のところというものが、現実にボク自身が意識調査をやっているときにやっぱり多いんですね。そのあたりのことのことをどうするかということがあろう。それがまず1点。

もう1つは、この人権救済の問題に最初に関わりましたときに、やっぱり人権侵害をした者を処罰するなんてことを目的にされては困ることで、そうではなくて人権侵害を終了させる、人権侵害を受けた者に人権侵害がない状態を回復させる、そこがやっぱり主体になるべきだろうと考えたときに、もう少し段階をきちんと踏まないといけないんじゃないかなというのはボクも感じているわけです。カナダとか韓国もありますけど、その辺りに人権救済制度をみたときに出たのは何かというと、ひとつそういうものが起きてきて受理されたときに、そこからすぐに調査を始めるとかそういうわけではないということですね。その時にそれを本当にきちんと受理するかどうかを受け止めて議論して、そこで結論をだして、受け止められないものはこれは人権侵害でございませんときちんといえることが大前提であるべきであって、そこから次の段階に入っていくべきであって、そのあたりのところも飛ばすようなかたちで続いちゃっているというのは確かにマイナス点だとは思いますが。だからといって今の司法制度のなかで本当に人権の救済が可能かとなったときに、何かあるのではないかなというのは、その点は今も変わっていないんです。

富谷委員

調停委員ということで紹介されていますが、私は調停委員として出るのはまずいなあということは一

応申し上げたんですけれど。ですから調停委員としての発言ではなくて、一市民としてお願いします。隣の方とも全然打合せも何もしていませんので。

私も実は鳥取県でこのような条例が通ったことはあまり知らなくて、突然こういう風なことになっていろいろ資料送ってもらったり自分なりに勉強したんですけれど。人権の問題っていうのは非常に難しいと普段から思っています。人権侵害とは不当な差別や虐待その他人権を侵害する行為をいうようになっていきますけど、突き詰めて言うと人権侵害とは人権を侵害する行為であるとなってしまうんで、今先生がおっしゃったように、いったいなら、どこまで受付けて受付けないのかというような基準もね、誰がするのかというものの非常に難しいと思います。個人の見解なんですけど。

もうひとつ、第21条だっただとおもいますが、「人権侵害を行い、若しくは行うおそれのある者又はこれを助長し、若しくは誘発する行為を行う者及びその関係者」なんていうのは、どこまで広げて行くんだと。一体もう、全部あいつもだあいつもだあいつもだといえどどこまでもいってしまうのかというふうなことで、非常に、率直な感想としてやばいなという感じですよ。

それとこれは新聞のなかで読んだんで、確かなことはわかりませんが、片山知事が条文自体はいいんだけど誤った運用によっては違反事例ができるかもしれない。どんな法律でもこんなもんで運用を見てもらいたい。少なくとも私が知事であるかぎりには誠実に運用する、間違いなく運用するというようなことをおっしゃったんですが、そんな法律でいいのかというふうなことは私の率直な疑問で、もう全然法律のことに関しては、こちらに弁護士の先生がたくさんおられるのであれなんでしょうが、そんなことってあるのかなと、そんなことで運用されたら大変だなという率直な感想です。

河本委員

私自身もこの条例は問題が多いと思っています。弁護士やってますといろんな相談がありまして、一方の立場から相談聞いて、ひどいなと思っても、相手から聞くと全然事実が違って見えちゃうということが実はたくさんありまして、百人いたら百人の人権があるんじゃないかなと思うんですけど。人権侵害だと、一方の言い分を取り上げて誰が人権侵害だと判断するのか。最終的にはこれは強制力を持った司法しかないと思います。それ以外であれば、あっせんとか調停とか、話し合いの延長でしかないというふうな思うんですけど。これは私人間の境界争いとか、離婚、虐待とかそれが発展して誰かに不満をいったらそれが中傷だととらえかねない。私人間に行政機関が入って、人権侵害だと認定して、それが不確かな手続きでやっちゃって、それで勧告・公表された。それが、間違っていたらどうするのかと。いうことに非常に危惧しています。

他方で、私人間にそういう準司法的な手続きで委員会が関与すること、本当に正当に機能するか、本当に不安です。

他方で、要するに一番人権問題として問題にすべきなのは国家機関。行政、要するに警察や刑務所なんですけど。そういうところが人権擁護委員会にたくさんが上がってきますよ。でもそれに対してほとんど無視です。警告なり勧告なり出しても。この条例でいったら、そういう機関が調査に協力しないというおそれが非常に高いわけです。ホントに必要な人権救済がされないで、私人間のどちらの言い分が正しいかわからないところで、一方が人権侵害だと認定するという。必要ところが救済されないで、不必要なところを取り込んでいくと。私はそれは非常に危険だなと。やっぱり条例の抜本的な見直しというか、ADR的なところでないと、私はこのままの条例で実行するのは非常に危険だと思います。

もう一つ運用的に、委員は非常勤ということで、実際に相談なり調査されるのは職員の方ということになります。それが、ホントに専門的な知識経験のない人がなられると思うんですけど、その人たちが調査して、「おまえ人権侵害をやっている。けしからん。」というような調査をするのは、やっぱり運用的にもどうかと思います。

岡田委員

私自身はこの条例についてはかなり疑念を持っています。といいますのは、私人間の問題ということでは行政が介入することも十分ありうると思います。物理的に暴力をふるう等には権力が関わっても構わない。問題はそれが思想だとか文化に関わる場合にどうということになるのか。例えば先程来、差別の問題は対応があるといった話ありましたが、人種差別・性差別などは思想とは直接関係ない、そういう事例だと思います。ひょっとしたら思想と関係あるのかもしれない、しかし概ねこれは思想とは関係ないという理解がかなり定着している。それについてはそういう対応が可能だと思うんですけど、

それがみなさんが一般的な了解を得られない思想的な問題、文化的な問題をはらむ場合は、やっぱり法的介入さけるべきだろうと思っています。

じゃあ人権侵害やっている人はそのままでもいいのかというと、何らかの方法で被害者を救済しなければならぬ。

大学で経営の立場にたっているわけですが、非常に私の頭を悩ましてるのはハラスメントなんですよ。セクシャルハラスメントはまさに性差別にかかわる問題で、いろいろ問題はあるんですが、わりと了解が得られやすいんですが、アカデミックハラスメントになりますと非常に難しいんですね。変な話、有能な先生ほどハラスメントの危険性が高い。あまり学生に評判がよくない先生には学生が来ませんからハラスメントのしょうがない。要するに教育熱心が一步間違えるとハラスメントとなる。つまりこれは加害者の問題だけでなく、被害者がどう受け止めるかということがあるわけですから、非常に難しい。しかし放置できない。

そこで、いま私が考えているのは、先ほどADRの話ができましたけれども、とにかく被害者の保護を優先する。思想的な問題ですから加害者を処罰する、これは過料だから刑罰ではないですけど、思想を変えさせることを法律によって行うことはできないし、それは完全に間違ったこと。こういう人権侵害もみなさんの了解が得られるような、そういう文化ができてくれば、ひょっとしたら法律に仕組んでかなり強制的に排除することを考えてもいいかもしれませんけれども、そういうところに行くまではやっぱり謙抑的であるべきではないか。つまりそういう問題は文化を変えていくことによって、つまり加害者の意識を変えていくことですね。被害者はそれとは関係なしに保護をする。これを優先した条例であればまだ考えてもいいかもしれませんけど、ちょっとそのあたり疑問を感じていることを申し上げておきたい。

永山委員

私の基本的な考え方でいいますと、人権問題は具体的に解決されるべきものであると常々思っています。地域学部を作りましたのも文字の上の地域の中で実際に人々の人権が保障されていくことが必要だと考えたこともあるわけです。そういう立場から県の条例案を見たときに、人権問題はいろんな人が関わって解決していけばいいと思うんですが、これは人権救済の条例でして、救済ということに行政がどう関わるができるのかが問題となっている。司法的救済だけでは実際には救済になっていないという現状があって、それに対し何らかの別の手立てがないのかと多くの人考えるのは当然ありうると。ただし、このような形で行政の救済のあり方が本当の解決につながるのかということで、今いろいろ問題が指摘されていると思います。

私は鳥取県の情報公開に長いあいだ携わってききましたが、そこで、1つの文書を公開するときに、この文書を公開することが新たな人権問題を生み出しはしないだろうかということが、非常に強く危惧しながらいろんな検討をしてきました。文書の公開だけでそうでありますから、もっと一般的な、こういうところでこういう人権侵害が起こっているんだと公開することを、すべての領域にわたって判断できるような委員会が果たして作れるのか、疑問に思うところがございます。

今日ここに参加させていただいたのは、インターネットで見ますと弁護士会のほうも今までこういう風に論点整理してるけども、他にも問題点があったら言ってくれと、そういうものも組み込んで整理していきたい、という文書があったと思いますが、いまこういう風にやっているのが、どういう風に事態が解決されるかという問題と、改めてこの文章のどこに問題のあるかが整理されていくのではないかと、いうことを期待して参加したわけですが、ぜひそういうお知恵をいろいろ聞かせていただきたいと思っています。

中村委員

憲法を専門にしておりますのでその立場から3点お話しします。

ひとつめは、この条例上で救済されることになっている人権、あるいは侵害される人権というものがいったい何なのかということが甚だわかりにくいのではないかと、ということが一点です。今年の2月に実施された鳥取県人権意識調査によれば人権侵害を受けたことがたびたびある、たまにあると回答した人が約23%に上っていますということなんですが、いったいこの回答をした人たちが、いったい何をどういう事態に陥ってそれを人権侵害と感じたのかと、要するに自分の何を侵害されて人権侵害と感じたのかということが、よくわからないというところなんです。人権といたときに、まず想起されるのは憲法

に書かれている基本的人権であるべきだろうと思うんですけども、一方では、この条例によって二次的に生じるかもしれないものとして、いろいろ思想信条の自由とか言論の自由か報道の自由などあるんですけども、こういったものは憲法にもあり外延はわかりやすいんですけども、それに対して、救済されるべき人権の外延とが非常にわかりにくい。だから何が何と衝突するのかといったことが非常に掴みにくいといった構造となっているという点がまず1点です。

2番目が、公権力による人権侵害というものに対して甚だ甘いのではないかという気がします。日本政府は国連人権委員会から何度も勧告を受けており、そこで委員会が懸念事項としてあげているものとしては、日本の人権状況の問題点としてあげているものとしては、例えば死刑制度、長期間の警察機関による起訴前拘留、代用監獄制度、自白主義による警察の取り調べと刑事裁判、被疑者、容疑者に対する接見の禁止、行刑施設での非人道的行為、外国人登録法、出入国管理制度とその運用、難民認定、朝鮮人学校の不認定、在日韓国、朝鮮人やアイヌ先住民への差別、部落差別、国籍や民法上の婚外子の差別、婚姻制度における女性差別、裁判官・警察官・行政官に対する人権教育の不徹底、立法、行政における無制限な公共の福祉概念の適用といったことが上げられているんですが、わかりますようにそのほとんどは行政権力、公権力による人権侵害状況に対する勧告になっているわけですが、それをすばっと抜いて、例外的な立場に追いやって、市民同士の問題を第一義に取り上げると。それはやはりバランス的におかしいのではないかというのが2点目です。

最後3点目ですけども、救済するということなんですけれども、これは法案の検討のときもそうなっていましたけれども、救済というのは弱い人を強い人が助けてあげると、そういうニュアンスが伴うものである、はたして人権侵害されている人というのは助けてあげないとうとうしようもないという、いわゆる弱者とみなしてよいのか、ということが指摘されておりまして、そもそもそういう人たちはいわゆる人権を持っている存在であるのだから、その人たちが自ら人権を行使できるという環境をつくる、それをサポートするのが本来の、こういう機関の役割ではないかと。それを割って入って白黒つけると、かわって場合によっては制裁を加える、というような機関がはたして、人権の、侵害を受ける被害者の回復される人権にとって本当にふさわしいのか、という点についても熟慮が必要ではないかと感じます。以上三点です。

長井委員

わたしも個人の立場でしゃべらせてもらいます。この条例を読んだ時に感じたことは、一見人権を守るという立派な目的が掲げられておりまして、いいのかなと読み進んでいったわけで。その中で条例の中で暮らす個人として考えた場合に、私というのは本当にこれから自由にのびのびと暮らしていけるのかと思えるのではなくて、なにやら少し窮屈になるのではという印象を受けました。皆さんが話されていることと同じでありまして、やっぱり私人間のトラブルは私人間で解決できるのではないかと、話せば分かるというのは甘いかもしれませんが、私人間のトラブルは私人間で解決できるのではないかと思います。行政機関の行為についてもこれは適応されると規定されておりまして、注目すべきことだと思ったんですけども、なにやら尻切れトンボのような形がありまして、触れてあることだけではなくって、実効性が保証されていないのではないかと。私人として考えた場合に一番してほしいのは行政機関に対してトラブルとか不満を持った場合に救済してもらってのは限られてくるんですよね。行政訴訟とか差し止めとかありますけどもとても困難な手続きでありまして、即効それを解決してほしい、こういう侵害を受けたので、解決してほしいといった手立りがきわめて少ない。ないのではないかというほど少ないのではないかとも思います。で条例の前提にある私人間の人権トラブルを救済するのではなくって、これを行政機関、公権力からの人権侵害に対する救済手続きとそのようなニュアンスで読めるような条例になれば、もう少し歓迎してこれを受け入れられるのではないかと、で、あの最終的に過料や公表が起きるようなトラブルまでもこういう行政が設置するような機関が解決できるのか、そういうものを取扱っていいのか、懸念しているところであります。

弁護士会は難色示していますが、弁護士の先生方にこの委員会に入っていないと県民としては不安という感想を持っています。

(休憩)

副知事

そうしますとあの、いろんなご意見はでましたけれど、ちょっと執行部というか私共の方から少し説明をさせていただきたいと思います。

人権局長

そういたしますと、県側の方から若干、条例の出来た背景等、ご説明いたします。この2月から人権局長を務めております。

この問題は、平成14年頃から擁護法案と併せて県独自でもこういう、人権侵害の救済システムを検討してはどうかという県議会の方でご提案があって、執行部の方で提案して参った条例でございます。広く定義の問題が出ておりますけれども、絞り込んだ子どもだけの人権でありますとか、男女別の人権とか、そういう絞り込んだ救済の条例は川西市の子どもの人権でありますとか、川崎市の人権オンブズでありますとか、豊中の男女参画等の救済条例がございます。ですけど、広く救済して欲しいという皆様の声がありまして、広く救済をとっております。

表現の自由等でございますけど、根本的には憲法に保障されておりますし、もう一つ人権擁護関係につきましても皆さん広く御承知では、法務局の方の人権擁護委員さんがございます。県下に150名あまりおられます。それとか法務局の職員等でされておられます、そこの方の人権相談とか侵犯の数字を見ますと、大半が私人間。平成16年で94.7%が私人間に関するものでございますし、公務員等は5.3%の侵害、大半が私人間のものとなっております。原則、私人間のことは私人間で解決していただくのが原則でございます。でもそこでいろいろなさってても解決できない。大多数が解決できないとなっております。そのことは、私共が今年の2月に意識調査を実施しておりますが、そのときに、原則は自分の知り合いとかに相談するんだけど、やはり公的機関への相談を希望しておられます。ぜひ、公的機関で相談して欲しいと言う方が10.9%ございますし、できるだけ自分たちで解決したいんだけど公的機関への相談や支援を受けたいというものが53.2%ございます。併せて64%の方がそういう公的機関の設置を求めておられます。司法があるんじゃないかということなんですけど、やっぱりそこまで行く前の段階で相談を受けたいという方が6割以上あります。

次に、公表等の問題が出ておりますけれど、人権擁護員制度、擁護委員さんがいろいろ携わるわけですけれど、最後の、やっぱり背景と言いますか、担保がないので調査等が任意に終わってしまう。やはりそういう強制力と言いますか、そういう関係で過料でありますとか、そういう何かないと調査に応じない方があったりとか、で、結局泣き寝入りになってしまうっていうことが伺えます。

もう一つ、やはりその、行政がそういうことをやっていいのかということになるんですけれども、できるだけ人権委員会は中立性を求められておりますので、私どもといたしましては国のほうに構造改革特区申請をいたしました。ですけどそれが認められませんが一応知事の配下になる訳ですけど、条例上できるだけ独立性を保ち、そのためには委員さんの選任等は議会の同意を得るようになっておりますし、罷免等につきましても勝手に罷免できない、やはり議会の同意等を得てするようにしております。

繰り返しになりますけど、人権侵害を受けたと思われる方の9割以上が私人間のことである。なかなか司法までいけない。でも困っている。だれか助けていただきたい。というのが皆さまの声で、そこで、じゃ、それは加害者を罰するためじゃなくて、被害を受けて困っている方を救済するためにこういう条例にして、12月に提案し、以後慎重に審議されて、10月に成立となっております。以上が背景でございます。

総務部長

条例の成立の背景を申し上げました。特に、お話しの中で過料の話、それから私人間になぜ行政が入ってくるのか。そもそもの出だしと言いますのは今言いましたように県内でこうした事件あるいは人権侵害がある。それを広く救済して欲しいという声がありまして、14年頃から検討してこういう人権侵害全般にわたる救済を目的とした条例となったということです。その中であの、国の方の人権侵害の救済制度中の問題点として、法務局の人権救済のための委員等がありますけれども、どうしても調査等を行う上で、確信的に人権侵害をしている。それに対して任意の調査では、そういう方だったら調査の段階で断る、調査に応じない、という事例がありまして、何らかの担保が必要なんではないかということで、過料という手続を入れたという状況でございます。

それから、公表につきましても、直ちに公表をするんじゃないで、当然勧告を行います。その勧告に

従わない場合、それぞれ弁明の機会を設けて、公表するという最終的な担保、制度を設けた、というのがこの条例を制定した、制定の中に公表、過料というものを設けた要因といえますか考え方でございます。

副知事

もしかしたら順番が後先になっているかもわかりませんが、説明すると押しつけがましくなるので、まず御意見を聞いてからとりあえず、なんでこういうことになっているのかということの説明させていただいたということで御理解いただいて。

はいどうぞ。

大田原委員

その立法趣旨というか、条例の制定趣旨の関係からするとこの条例は非常におかしな条例になっている、という実態がありますので、その点について指摘させていただきます。

もともと広く県民の人権侵害に対して救済するというような説明とですね、簡易迅速なという説明と、国の人権擁護法案とのからみで、対応で作ったと、だいたい3つくらいが大きな話でキーワードとして出てくると思うんですが、それぞれの関係から言いますと例えば国の人権擁護法案とこの人権救済条例というのは、全く、問題としている人権侵害と言っている内容が違います。国の人権擁護法案は一般救済と特別救済に分かれておりまして、一般救済では広く全ての人権侵害というのを対象にしております。この一般救済にあたるようなものは、実は、この鳥取県の人権条例にはありません。一般的な全ての人権侵害というのを3条、2条を見ていただくとおり、網羅的に書く形ではないんです。3条に書いてあるのは何なのかというと、さっきちょっと言いましたように、人種、男女平等、障害者差別と3つの差別について、オーストラリアではありますという話をしましたが、それプラスでいくと虐待とひぼう中傷行為、粗野・乱暴な言動との3つくらいがプラスαでくっついて、そのプラスαの部分非常に表現の自由との関係で問題だというふうに言っているんですが、基本的には差別禁止救済条例が骨格にあって、それ+プラスαと言う部分でしかやっていない条例です。そういう意味では、これは人権条例という名称自体が本当は不適切です。国の人権擁護法案とは性格が違います。ちなみに国の人権擁護法案では、特別救済ということで、その対象として差別、虐待、差別助長行為、メディアによる人権侵害と4類型を載せている訳で、そういう意味では、弁護士会の記者会見の時に聞かれましたけれども、この特別救済の部分の一部分を中心に、それにいくつかを付加した、そういうような形の条例だと、というような内容となっています。そういう点で、国の人権擁護法案に対案として、それについて確認をして県の方はそれよりもいいものを作ったと本当に言えるのかということ、ものすごく限定して一部のものについて同じような名前を付けたのではないのかというのが国との対比で出てきます。

それから二つ目の簡易迅速という関係の問題ですが、簡易迅速にやること自体がいいのかという問題もかなりあるんですが、現実にはこれは簡易迅速にはいきません。差別の問題だけについて説明します。さきほど言ったように海外でこれを問題にする場合には実体法としての差別禁止法があります。解釈基準というものがあるわけです。差別とは何なのか。私は日弁連の方で障害者差別禁止法、障害のある人の差別を禁止する法律の法案の関係をずっと何年間かそちらに関わってやっています。例えば差別と言ったときに、障害のある人に対しての差別を問題にするときに、実は考えかたとして2つあるわけです。不利益取扱いだけを問題にするという考え方です。障害を理由に。もう1つは積極的配慮義務という規定です。その人に対して必要な援助を与えれば同等の能力を発揮できるのに、そういった援助を与えないことが差別だといった考え方があります。そういった差別の定義規定なくて、例えば鳥取県内で仕事に就くのに障害がある人がそういう積極的配慮義務をもらえなかったために、それで仕事に就いたけどやめなきゃいけなくなった。これが差別だと言ったときに、この人権条例で差別の判断ができるのでしょうか？1つ1つこういう問題を考えていくときに実体規定がないんです。じゃ、国の法律に基づいてやったならば、これ実体規定がないからというんで、差別に基づく訴訟というのはほとんど負けているんですね。

JRに車イスの入るトイレを設置してくれっていう裁判をやって、負けちゃった訳です。その後作るようになりましてけれども。裁判例を前提にして判断すると言ったならば、それは迅速な救済かもしれませんが今この国の法律のレベルでいったらダメですよ。という話です。基本的にこれも差別が中心の条例ですので、やったら迅速に「ダメですよ」という結論に恐らくまたなってしまうと思いますし、

じゃそれを誰が判断してやっていくんだという部分が出てきます。じゃそれを細かく調査をして、海外の部分とかも全部調べて、国際人権レベルで結論をだしましょうと、これは非常に時間がかかります。まさにあの今、日弁連などでやっているのは、そうやって国の判決レベルではダメだよと言われるかもしれないけれどもいろんな調査をした、海外調査とか、そういった結果も含めて現在の人権水準から言ったらこれは問題だというのを示してくるわけです。果たしてその場合に迅速になるでしょうか。迅速というのは結局救済にならないって話で、救済しようと思ったら時間はかかると。それをやろうと思ったならば、むしろその部分だけの迅速にできるだけの実体の法的な解釈規準というのをちゃんと作っていかなければこれはできません。この定義とか、この組織ではどだい無理です。「迅速に」というのは「拙速」でひどい結果になります。そういう意味で、人権救済を迅速に図るという目的を達成できる条例とは思えません。

それからさっき言ったプラスαでついている部分。これは表現の自由の侵害になりそうなひどい部分です。再度。何度も指摘してる部分なので。

本当に実効性があるって、差別の問題が中心で出てきたと言うことが、この形態から明らかならば、むしろ差別禁止部分、差別の救済だけでも動く形にかえてもらいたい。それはずっと日弁連で差別の問題に取り組んでいる立場からの希望です。僕はだから全面廃止という弁護士会の意見にはやむを得ないなとは思いますが、いろんな差別の問題に関しては残る形で直してもらいたいなという気持ちが非常に強いです。これは男女共同参画推進をやっているときも同じです。男女差別についての基本的な解釈指針がないということで、それで推進員が恣意的な判断やってるんじゃないかという部分で、ではそれをどう考えていくんだという部分でかなり問題提起はそのときもしてきたつもりです。

人種差別にしても、男女差別にしても、日本にはそれについての実体法がないんです。差別というものについてどういうふうに判断するかと。どんな人になるのかわからないこの委員会で、その実体規定にあたる部分をその人個人の人権感覚に任せて本当に大丈夫なんでしょうか。

副知事

進行難しいんですけど、さっき説明して、おっしゃったんですけど、それに対して反論とかそういう会ではないということで、意見をお聞きする会ということをお聞きいただいた上で進めたいと思います。

寺垣委員

今のことに関連するんですけども、3条で人権侵害の対象1号から8号まで掲げてまして、その中で2号が、特定の者に対して行う虐待。それ以外のものっていうのが差別的云々ということですよ。で、さきほど委員が言われたような、行政が出て行くべき場合があるというのは、それはそうだと思います。それは例えば暴力という表現されましたけれども、いわゆる2号、虐待問題に関しては出て行くべきだっていうのはあると思うんですね。それはいわゆる虐待、心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、それからネグレクト。そういう形での虐待をどういう形で救っていくか。これは深刻な話だと思うんです。ところがこの条例はその虐待の救済には役に立っていないというのが非常に心配なんです。たいがい児童虐待に関しても、高齢者虐待に関しても、虐待されている人と虐待している人を分離するということが被虐待者にとって非常に重要な訳です。単にポンと入って行って、おまえが悪いと言って、それで帰って行って、その後その人達はどう生活をするんだという非常に深刻な話があるんです。いわゆる救済をするというときに、防いで行って欲しい虐待問題の解決にはこの条例はつかえないだろうと私は思います。そうするとじゃあどうする場合につかうのかというと差別とか云々という先ほど言った周辺の部分ですね。周辺というか、それも大切な重要な問題でそれもきちんとやるべきだと思うんですけども、この条例で出来るのはこっちの方だと思います。そういう中で決めた、最終的な結論として勧告とか、24条2号で人権啓発に関する研修等への参加を勧奨すること、ということ、これがたくさん使われるだろうなと思いますけれども、勧告ではなくてちょっと勉強してきなさいという形ですね。そんな形での使われ方を懸念するというか、全部をみているという表現をされるけれども、実態はそこだけではないかということです。

先ほどから言われてる司法的解決では救済されない部分がある。それは確かにまさに私らも胸の痛いところで。司法的救済という表現が、いわゆる裁判所での救済という意味での司法的解決。これがまあ、2割小というような形で非常に縮小した形での運用しかしてこなかったことの弊害がこういう形で出てしまったのかなというふうに思うんですけど、その解決は行政の方の肥大ではなく、司法の方からの

肥大という形で解決しないとこれたぶん変な方向に行っちゃうんじゃないかと懸念を持ちます。

副知事

どなたか。

國歳委員

司法的解決はぼく大事だと思っています。それがうまくいかないときがあるというのも事実なんです。けどね。ただぼく、人権救済をあらゆるという形で持っていったときにはこれはたぶん難しいなのはそのとおりだと思います。特に問題になってくるのは、ぼくも最初に申し上げましたように、やっぱり各国のものを見ていったときに、個別に、それに対して差別を禁止するというをまずきちんとしておかないと取り組めないんですよ。それがほとんどないような状態で一般的な人権をということをやれるような人が本当にいるかどうかです。たぶんぼく自身にやってくれといわれたら拒否いたします。できません。そりゃ。ぼく自身は部落差別を社会学の研究としてやってきて、だから人権擁護法を国がとらえたときにも、どこかにごまかしやろうとしているなと思ったんですね。やっぱり本来は、我々研究者が言ってきた、あるいは運動団体が言ってきたのは部落差別の禁止ということを中心に打ち出してきたんですよ。それをなぜ法体系しないのかというね。そこをごまかす形でやった部分が、ぼくああいうことになったと思うんですよ。同じ事がここでも出てくるんじゃないかなという気がする訳ですね。だからさっき永山委員が言ってましたけれども、もう少し特定の人権分野というものを対象として、きちんと、そこのところを禁止する。そういうものをまず打ち出して行って、それからどういう形で救済するかという形でもっていかなきゃたぶんこれダメだろうと思う。それが一点と。

それからもう一つは、さきほど少し言ったんですけども、制裁と金、そういう問題にもっていく。それだけの権限をもたせるもの。そんなものではダメだろうと思うんですよ。そういう意味では、やっぱり具体的に、私人間で例えば起きてきたときに、最大のことがもしこの委員会ですら、和解ぐらいしかないと考えています。それ以上のことは出来ない。ましてやお金を課すなんていうこと、これは出来ないだろうと思います。それともう一点、やっぱり皆さんが触れていますけれども、公権力との関係の問題ですよ。ここをはっきりさせないと、最後まで残ってくる。例えばこの問題を議論してきましたときに、性同一性障害の方のおっしゃっていたことは、自分たちの一番問題になってくるのは、たとえば今、行政が行っている性を改めないとか、そのあたりのところを対象にしていきたい。そうやってきたときにこの委員会に何が出来るんですか、ということ言ってらっしゃったんです。これ大事じゃないかなと思うんです。そういう意味で、やっぱり県はそれなりに努力なさってさきほどおっしゃったように独立法的なものをなさろうとしたけれども、それがだめならば今度は行政とどういう形で切り離してやれるのかということを考えていかなければならないとこの先進まないんじゃないかと、そういうふうに思っています。

永山委員

行政が私人間の問題に全く関わらないかということ、関わる場面も出てくるのではないかなと思うことがあるんです。例えば在日外国人の人が不動産屋さんに行って、家を貸すのを拒否される。で、不動産屋さんに対しては公表も罰則も何もない。これをなんとかしてくれと在日の人がいっている。これは十分に検討する余地がある話だろうと思います。ですから私は具体的に何か問題を解決したいというふうに思っています。例えば障害児の施設の先生達ですね、自分たちの子ども達を地域にとけ込んでもらおうと思って、子ども達の紹介文を書いて地域に配っている。ところが行政にその文書が出てきますと、これは個人情報だからといってチラシ自体を公表できない。という問題が出てくる。ですからそれは、それぞれ置かれたところでどういう問題を扱っているかということによって考え方も結論も違ってくることが当然ある訳でありまして、具体的な問題に即した人権問題の取扱い方、救済の仕方ということを考えていかなければならないのではと私は常々思っております。

松本委員

せつかくの機会でございますので、岡山大学の先生にお尋ねしたいというふうにおもっておるんですが。行政機関は憲法上、終審として裁判をすることができないということが確立している訳でございます。やや細かいこととなりますが、本条例の21条及び24条。これは救済措置、是正等の勧告等であ

りますけれども、この措置とか勧告等の規定は基本的には司法的な作用、裁判所的な作用でないものも含まれますが、やはり本質的には司法的な作用、判決に類したものもある、というふうに思っている訳であります。してみますと、憲法とのからみになるんですが、この21条の救済措置でありますとか、24条の勧告。これを純粹に行政指導とみるべきものなのか、あるいは抗告訴訟の対象となり得るいわゆる行政処分、公権力の行使というように見るものもあり得るのか、というのは非常に大きな問題であると思います。司法サイドでも、いわゆる慎重に三審制がとられている訳ですが、これがもし、司法的作用を実質伴って、終審的な存在であるということになるとまた、大きな憲法上の疑念が生じるというように思います。なるほど、知事のおっしゃるように後追的に損害賠償等で救済可能な面もあるんですが、これはあくまで事後的な回復措置でありまして、2次被害として失われた人権は決してかえらない訳でございますけれども、そのへんの行政法的な見地からの基本的な御見解を岡田委員にお教えいただければということです。

岡田委員

判例も動いてますので、確定したことは言えませんけれども、非常に難しいというのが現時点でのお答えになります。要するに基本的にはこれ、いずれも事実行為ですので、法的な効果っていうのは別にありませんので。勧告がなされても従う義務はない訳です。そうするとなにを取り消すか。公表なんて一番難しいです。公表されたら取り消したって意味がない。公表されることを差止めることを考えなければならぬ。しかし、行政事件訴訟法も改正されて、そういう差止めだとかいう制度も導入されました。ただ運用がどうなるか現時点ではなんとも言えません。それから、公表は難しいんですけども勧告だとかこういう措置については行訴法4条に公法上の確認訴訟というのが新たに設けられて、この活用が、法を作った人は考えているようですね。普通の取消訴訟では争えないものについて、そういう勧告に従わなくていいことの確認ができるかもしれません。そういうことはぜひ弁護士さんに研究していただきたい思っているところです。

それからもう一つ損害賠償ですけど、これもそんなに容易なことではないと思います。国家賠償でいくとしても、故意・過失の立証はかなり難しいですし、事実行為による損害は因果関係をどう立証するかが大変困難なので、そう安易に損害賠償で救済できますよっていうことは考えないほうがいいんじゃないか。相当慎重な判断がいるように私は思います。

それで、いま、行政か司法かと言う話の一つ話題になっているわけですが、こういう機会ですからぜひいろんなところで議論していただきたいなと思っているのは、やっぱり地方自治ということが基本にあるんですね。ある共同体でみんなが困った状態がおきていて、それをなんとかしようという場合に、司法権がないから国に任せるしかない、ということで本当にいいのかどうか。行政と司法っていうのはいったいどこが違うんだろうかということを考えておく必要がある。で、非常におもしろい見解があります。今村成和という、今は亡くなりましたけれども北海道大学の学長を務めた先生がいらっしゃいまして、この人の行政法に関する論述の中で、司法と行政とは基本的には同質のものだ。要するに法律を執行するという点ではどちらも同じ本質を持っている。どこが違うのか、それは、司法というのはですね、いわゆるイギリスで言うと自然的正義の原則と言いますけれど、ナチュラルジャスティス。要するに真実を発見するということはなんなのかということ。「何人も自らの裁判官たりえず」という一つの命題と、もう一つは「双方聴聞されるべし」。この2つの手続を経て行われる判断が司法なんです。議会の答弁で片山知事が「準司法的」という言葉をよく使っておられますけれど、これは行政機関でも大切な問題については今言ったナチュラルジャスティスの原則を取り入れている場合がある。例えば不服申立てなんかはその一つです。ただ不服申立てについて言うと、実は当事者が判断していますから。何人も自らの裁判官たり得ずという命題を充足していない訳です。上級庁、上級機関に判断を仰ぐということになっていますけれど、やっぱり同じ行政組織ですから。そこでもう少し独立させるために例えば労働委員会だとかいうように、少しは独立性があるものにしていくのです。たぶんこの委員会はそういう発想で出来ているんじゃないかと思えます。それが知事が準司法的性格を持っているという事だろうと思うんです。ですから、その考え方を発展させて、鳥取県として、うんと司法的手続きに準じたシステムを考える。そうすると簡易迅速ということはなかなか難しいかもしれませんが、しかし正式な裁判に比べれば簡易迅速ということは実現できるんじゃないかなと。ここはしっかり議論していただいてですね、みんなが納得できる、そこまで保障するのであれば、というシステムであれば考えてもいいということになるかもしれません。それでも条文を改正する必要があるものもだいぶあると思いますけれども。例

例えば、私の大学で先ほど言いましたハラスメントの処分をする場合、懲戒処分になります。しかし、組織の中の処分ですから、被処分者もそれほど人権侵害を受けることはない。例えば懲戒処分をしたって、新聞で記者発表するとき氏名等は公表しません。処分をしたということを公表するだけです。そういうときにそれでもかなり綿密な双方からの事情聴取をして、ある程度独立性のある処分審査委員会をつくって、それで処分案を決めます。それで当事者に通知して、2週間不服申立ての期間を設けます。不服申立てがあると、もちろん文書による申立て、それから実際に聴聞してもらうという手続。選択できるわけです。それがあればそれをまた受けて、再度審査をして、それで最終的な処分をする。そういう仕組みを組織の中ですけれど、用意している訳です。それでも危険が残るといって有ればもう少し時間をかけて。例えば女性差別、性差別についてもですね、これは文化が今、性差別については法的に踏み込んでいいという時代になってきている。例えば江戸時代なんか、こんな法案出てきっこないわけですね。明治時代だってそうです。だからそういう問題っていうのは、もともとはそういうことが法律の中で、禁止的事項であったかというところ必ずしもそうではない。やっぱりそういう人間社会、文化がそういう仕組みを作っていく。みんなが納得できる状態になって初めて法律が踏み込む。それ以前はやっぱり思想の問題っていうのは非常に難しい問題なんですね。そこを権力が踏み込むといわゆる「角をためて牛を殺す」ということになりかねない。そこはしっかり考えておくべきですけれど、せつかくこういう議論になっているわけですので、自治体として、ではどういう仕組みができるか、ぜひ議論していただきたいと思います。問題提起だけで申し訳ないですけど。

大田原委員

今までで、問題で出ていなかったところを指摘しておいた方が良くと思いますが、27条に訴訟援助というものがあるんですね。これが何かというと、調査の関係での集めた資料をそのまま相手に渡してしまいますよと、例えば弁護士会で人権救済の申し立てがあって、調査をする訳です。自分のところに照会を出して来られても、これは渡せません。なぜやらないかという、外部に出さない。調査に協力してもらえなくなるのです。これは基本的に任意調査ということで、訴訟とかではなくて人権擁護委員会としての結論を出す、その限りにおいて協力してもらうということで、観点が違いますよということを出していただいている訳です。それをそのまま訴訟に全部使いますよという話になると、いわば裁判を起こすための資料集めで、訴訟を起こす側は人権救済の申し立てをやって、それで出したものを横取りして、自分の裁判に使いますよ。そんなことをやっていいのかな？という部分もあるんですね。それをやってしまうと、独自の判断という部分について信頼してもらえないんじゃないか。だけれども、それと同じことが27条でありまして、片方に出したらもう片方にも必要というふうに出さなくてはならない。出すか出さないかは、「出しても良いよ。」と書いてあるだけなんですけどね、「出しても良い。」と書いてあるなら出してくださいよと。じゃあ、ここについて裁判所から裁判を起こしましたと、裁判所が強制措置をかけて「出してください。」と言われたら、どうするんですか？そういう問題も起きてくるのです。

それで、和解型で基本的には行くべきだ。原則は、和解型で行くのだということ任意の協力で求めていく中で進めていくのであれば、原則としては「こうすることができる。」とは書いてありますが、「出すのが当然だ。」という前提で書いてあるよう感覚で作ってあるのかなと読めるこの条文には、若干の問題があるのかなと思います。

安田委員

永山委員から在日外国人の問題について、家を貸さないというような事態に対してどうしたら良いか。それからセクシャルハラスメントについて、具体的に今の司法は非常に解決手法としては遠いから、共同体として何らかの解決する道筋を考えた上で、この条例案について検討すべきではないかという御意見がありました。それについて私自身感じる事なんですが、先ほど中村委員の方からおっしゃった、今永山委員あるいは岡田委員からご指摘のあった問題をですね、例えば公表とか調査に対して拒否したから過料に科すという、そういう形で処理をして良いのかどうかについては非常に疑問を感じます。

私自身は、やはり中村委員がご指摘になったように、社会的説得ですとかあるいは弱者に対するエンパワメントを考えることですね。そういう形でしか本来は共同体としては解決しえないのではないか思うのです。ですから、私自身はやはり、県知事は「準司法的」というふうにしきりにおっしゃいますが、

「準」というか司法的解決ではない、もっとちがう「第3の解決」の枠組み考えないと社会的な亀裂とか分裂をかえって生んで自爆すると私自身は思うのです。例えば、在日外国人に対して部屋を貸さない家主を説得するときに、例えば家主さんとしてはいろいろな理由がある訳ですね。例えば、部屋を汚されてしますとか、あるいはいろいろな不安感があるとかですね。それを強制的に絶対貸さなければならぬと、貸さなければ社会的に公表するということでは、問題は到底解決しない訳です。在日外国人について、どうゆうタイプの人なのか、まさに個別的な問題ですよ。引き合わせてその疑問があれば、疑問を解きほぐす。人間的な信頼関係がなければ、そこに新しい人間関係を作る、信頼関係を作るようなことから実際は始めなければならぬ。そういうことをするための条例としては、極めて強権的で、上から押さえつける感を否めないと思うのです。だからそういう点では、岡田委員に聞きたいのですが、具体的にこの条例をご覧になって、個々の条文の改良で十分なのか、あるいはいったんご破算にしてもう一度、廃棄にして議論を積み上げるべきなのかということを実際に検討すべきではないかと思うのです。私としては、この条例を読めば読むほど、時間が経てば経つほど、後者に傾かざるを得ないと思うのです。

副知事

安田委員さんがそうおっしゃいますが、条例そのものは議会で議決して、議会で決める部分ですので、今それを岡田委員にお聞きしてもなかなか難しいのではないのですか。

安田委員

いやいや、そういう部分も含めての率直な意見交換ですから。県としてもあるでしょうしね、議会に対してこうしてほしいという事を言う権限もあるし義務もあると思いますが。

岡田委員

そういうことであれば、ということですが、私は日本の地方自治体はまだ本当の自治体ではないと思っています。本当の自治体になるために、少しこういった実験的な議論もしても良いのではないかと。少し冒険的ですけども。

例えば、議会の議論を聞いていた訳でもないし、やはり議会ももう少し専門家の意見聴くとか、慎重な判断があっても良かったのかもしれないが、そうした議会であるということを知民の方も知って、これから議会をどうしていくかということも含めて、今更になってそんなことを言うなよということもあるかもしれませんが。全国の自治体を見てみると、今まで自主的な行動ができる自治体はほとんどなかった。そういう中で、とって問題のある条例ですけども、だからこういう意見交換の場もできたのだし、後ろ向きに考えるべきではなく、条例を維持しろと言うわけではないが、徹底した自治体の在り方についての議論を併せてしていただくと、行政法研究者としては一つの事例研究として面白いかなと思ったりもしております。

中村委員

ある程度の前向きな意見ということで述べさせていただきますと、私は方向性としては2つあるかと思えます。

1つは、大田原委員がおっしゃたように、差別なら差別の問題に特化して、その中をさらに細かくカテゴライズして行って、より専門的な委員会にこれを持っていくと、いう方向性が1つあるかなと思います。その際に、たとえば国のほうで話し合いが行われたときにそういう話があったと思うんですけど、差別的取扱いと差別的表現という2つの類型を設けて、それを別物として扱うという扱いをしていたと思うんですけど、私もそれは1つ参考になるかなと。差別的取扱いがあった場合についてはこれは見た目にも判断しやすい事例ですし、例えば、家を貸さないとか、職場における雇用差別が行われたとかいう場合には、きちんと対応できるような組織として判断基準も明確化して作り上げていくと。

それに対して、差別的表現の問題についてはこれは基本的に取扱うべきではないのではないかと。それはいくらか問題のある表現があったとしても、言論には言論でという基本原則に立ち帰って、その部分には公権力は口を差し挟まないというようなかたちで委員会を構想していくという手が1つあるかなと思います。

もう1つは、先ほどのアンケートの結果で9割が私人間のものであってうち6割以上の人が公的機関

へ相談を希望すると回答されていると。ただ、そうした機関に求める役割として法律的な知識や経験に基づいたアドバイスが48.6%、公平公正な仲裁が33.3%というようなことでして、どうもこのアンケートを見る限り、できあがってきたこの委員会というのは、求められているものとちょっと性質が違うのではないか。例えば自分に代わって悪いあいつをやっつけてくれというようなことを求めているのではなくて、専門的なアドバイスが欲しいとか、そういったことが一番に期待されている役割なのだろうと思います。そうすると広く相談窓口、駆け込み寺的なものとして構成するというのも1つあるかな。その際には強権的な力は一切剥奪してしまった上で、既存の県の人権救済の組織もあるわけですから、それらも活用しながら、その事例であつたらここへ行くのが一番専門的なアドバイスが受けられますよという割り振り、交通整理を行う総合窓口といったものとして構想することもありうるかなと思います。

で、私人間のものが9割であるからという話がありました。そうはいいいましても、例えば先日立川の自衛官官舎で反戦ビラ配っていた人が逮捕されて有罪となりましてけど、少し前になりますけどああいう事例が起こったときに、あれは公権力による差別的取扱いではないのかという問題が生じたり、いわゆるオウム真理教の住民登録を自治体が、行政が受理を拒否した、超法法規的措置として受理しなかった事例が起こりましたが、あれこそまさに差別ではないのか、現実におこりうるそのような問題をこの委員会は適切に処理しうるのかということも真剣に考えないといけないのではないかと。私人間が9割だからそちらに特化してということには決してならないのではないかと気がしております。

國歳委員

いま中村委員さんの話を聞いててそうだなと思う面と、差別表現というものをここでは取扱わないとすると、例えば部落問題をやっているときにそこは割合大きな問題になってきますね。それを取り扱わないとすると納得できない部分が出てくるのではないかなあという気がするのね。

それから分けていくとすれば、差別の禁止の事由、例えば、人種であり、障害であり、性でありとこれで分けていく。もう1つは差別禁止の分野をきちっと設定する。例えば雇用であり、教育、住民入居の問題であり結婚など。そういうものをきちっとしたうえでこの委員会をつくっていくことが必要なんじゃないかなと思います。

それともう1点だけ。この委員会、条例をみて、具体的に見直したときに一応5人となっていますよね。本当に5人でできるんですか。ぼくは自分の頭の中で考えて、いったん最初にそれが上がってきたときに、和解までもっていく。そのまえにまずこれを受付けるかどうかで議論しますよね。それから今度は受け付けて、そのことで和解にもっていくかどうかを議論する。そのうえでなおそこから調査という段階にたぶん入っていくんだと思う。そのあたりのことを考えて行ったときに5人でもって何ができるのか。そのあたりの人数をきちっと考える。そして最後は調停にもっていったときは、審判のかたちも入ってくるかもしれない。そうするとその専門の人もいないと困るだろうし。そんなことを考えていったときに5人では、とてもじゃないけどこの条例を施行することはできない。そこはまず変えるということ。この条例がダメだとかこれをやめてくれとはいわない。安田委員はもうそこまで言っちゃったけど、いったん作られた以上は議会で議論しないとイケないし、作っただけの意味あるものにしていくことが今日の懇話会の1つの意義だと思います。

変えろとすればそのあたりのところ、人数の問題なんて、ものすごく大事な問題で、5人でやれなんていわれるととてもじゃないと無理ですよと思います。

安田委員

まったくそれについては同感ですね。日本海新聞の12月18日の県人権局と弁護士会という記事あるんですけど、5人の委員がこの膨大な申立てを誤りなく調査し適切な解決策を提示しなければならない。5人すべてが弁護士であっても到底不可能であると。私の文章なんですけど。多分、かなりの、強制力があるということになれば、かなりの人が、おそらく県としても宣伝するでしょうから、窓口をたたくと思うんですよ。そうすると数千件という問題をとにかく処理しなければいけないということはあることだと思います。しかも、一方で誤った判断が発生し、一方で本来救済されなくてはならないものを取りこぼすという2つの問題が出てくると思うんですよ。

しかも5人のうち2名、1名以上で、県のほうは2名くらい弁護士をとおっしゃってるんですけど、弁護士はほぼこれに張り付かんといけません。特に5人のうち弁護士の役割が期待されているわ

けでしょ。で、リタイアしかかった弁護士ではとてもできなくて、一番働きざかりの弁護士を充てるしかないでしょ。そうするとその人の年収を保障してもらえますか？ボランティアだから年収が半分なり3分の1になることを覚悟しなきゃできないでしょ、これは。そういう根回しをしていただくことが本来でしょ。条例に弁護士資格を有する者をいれるとなっていますから。

副知事

「努めなければならない」ですけど。

安田委員

だけど、原則そうでしょ。それを4日間で議論すること自体がおかしいです。

松本委員

議会で成立した以上はできるだけ維持する方向で検討するという考え方は理解できますけど、私はこの問題に限ってはその考え方を捨てていただくべきだと。やはり県民・市民の皆さんの良心に従って、今の時点、なるべく早期に改廃したほうがいいのかどうかという観点から議論すべきだろうと思います。無駄ないろんな公共施設でも、今の時代では数十億円かけても失敗したと思えばまた数十億円かけて撤去する時代。この条例はそう数億円もかかってきたものではない。過ちを改めることに勇気持つことがこれからの時代に必要だろうと申し上げておきたい。

副知事

そうしますと、時間もあと10分くらいです。何か特に。今日はいろんな意見がでて、頭の中を整理もつかない状況にありますけど。皆さま方、今日ぜひ言っておきたいことがあれば。知事もいろんな発言をして、冒頭松本委員からもいわれましたけど、そのなかで、すべてをなるべく出していただきたいという話で、特にこれはということがあればお願いします。

永山委員

そもそも自治体というのが、生存権をはじめとした人権保障のために作られているものだと思うのです。この条例は、人権救済に限定しているのだと言われてはいますが、特に差別の問題になっていると思いますが。人権のために作られた自治体の中で、人権に関わる問題が出てきたときに、すべてをこの委員会だということになると当然パンクしてしまう。県民の生存権はじめ生活権をはじめとしたさまざまな人権に関わって県の議会もあり、行政もあり、さまざまな組織もあるはずですから、この中で特別何をこの委員会は担おうとしているのか。何の問題を扱おうとしているのか。そのことについて、はっきりした定義と限定付けが恐らく必要なんだろうと。もっともっと絞り込まないと実際上は機能しないのではないかと思います。

副知事

その他の方、ありますか？

安田委員

松本委員の言葉に触発された訳ではありませんが、私どもも基本的に改廃して、改廃といってもこれはもう使わないという視点に立って、一から議論しなおされてはどうかと思います。永山委員の意見もそれに近いと思いますよ。

副知事

ちょっと違うと思いますよ。

そうしますと、時間のこともありますし、お忙しい方ばかりですので、このあたりでとっております。

みなさんの中では、公表とか過料とか皆さん方が懸念されていることを意見の分かれることがあります。ただ、執行部として言わしていただくと、いろいろな意見が来まして実際に困っている人をどうするか、行政に期待も寄せられている訳でありまして、そこのとこの兼ね合いもあります。もちろん、最

初に言いましたように、条例の制定等については議会の権能で、これは地方自治法できちっと決まっておりますので、そういうことも踏まえてまた御議論いただきたいのでありますが、できればここをこういうふうに改善したらというような御意見もおありだと思いますので、次回そのような会を持たせていただけたらなと思っております。安田委員と少し見解が違うかもしれませんが、そういうことも含めて次回お集まりいただけたらと思います。